

支部ニュース

団東京

2010年3月 No. 436

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 新任挨拶……………藤本 齊・上原 公太
- 団東京支部 第38回定期総会 記念講演／議事録／総会議案書正誤表
- 支部総会にはじめて参加しました……………本田 伊孝・大浦 郁子
- 大森浩一弁護士の死を悼む……………後藤 寛
- 2月幹事会報告
- 支部幹事会日程
- 日誌

新任の挨拶

■ 支部長就任のご挨拶

東京合同法律事務所 藤本 齊

支部長をやることになりました藤本です。確かに30年くらい前、退任される島田さんを団支部の仕事に引きずり込んだのは私でした。で、その彼から、もう3年になるからと言われると、これはしょうがない、巡り合わせですかね、でもま、悪いことはするもんじゃないということですかね。

昨日からの話にも出てますように、今私たちはある種特有の時代にいます。本格的な政権交代の時代。私もそう思います。

これは、第1には、日本の近現代史では、明治維新、戦後改革、これに次ぐ三回目の本格的な政権交代の時代です。

こう言いますと、時折出る質問として、戦前も政友会と憲政党の政権交代とかあったの



ではないかときかれます。でも、明治憲法体制下においては、仮に政党が衆議院で力を持っても、貴族院があり更に別に枢密院が独自の権力をもっており、何よりも制肘されることなき天皇大権が別に独自に貫徹しており、また、陸軍大臣・海軍大臣は各軍が出したり引っ込めたりする体制にもなり内閣はこれに翻弄される事態となる等々、内閣総理大臣に衆議院多数党の党首がなったとしても、それは権力のホンの極一部の掌握にすぎず、形式的にも全局を把握したわけではないという点で、日本国憲法上国権の最高機関と明記されている国会とその国政選挙による今回とは全く違いました。形式上も国権を掌握することに繋がる最高機関というようなものとの関係では全くなかったのです。

次に第二の特徴、今回ののは戊辰戦争や敗戦と占領という前回と違って、暴力・戦争・軍事力と直接関係なくなされた日本史上初めての第1回目の本格的な政権交代の経験であって、この点は形式上の重大な差異ですがそれを超えても実に特筆すべき点です。

以上、形式を中心にみましたが、次に若干実質をみてみますと、新政権は、私達の観点から見ますと、第1に所謂日米同盟問題とも直接関係しますが、権力の権力たる枢軸をなす暴力装置との関係での大きな弱点を持ったものです。米軍・自衛隊・司法・警察等々との関係をどうとりうるか、どう取る気で居るか。同じく、第2に、権力の奥の院である財界・大企業等との関係での同じ問題です。大企業にその社会的責任を果たさせるべくどこまでやれるのか、やる気の政権なのか。権力問題の中心にあるこの二つの方面、まさにそこに弱点があることが明白です。残念ながら我々の経験する第1回目の投票による政権交代は、まだそこを突破するようなものになっているわけではないわけです。しかし、政権交代を様々な形で経験していくことによってこそ、正にその二つの方面にこそこの国の諸問題の集中点があるのだということが、初めて広く国民的な経験、ナショナルな経験として経験され力として蓄えられていくことになるのでしょう。その様な時代の始りの第一歩となし得るか否か、実に重要な時代に我々は居るのでしょう。

この様なとき、みろやっぱりダメじゃんというような見方でのみ見ても恐らくは何ものも学んだことにはならないのでしょう。変革と抵抗、限界と突破力との織りなす渦中にありつつここで学ばねば、ここでたたかい学びとりつつ新たな変革に向けての力を築きあげていかねばならない時代なのでしょう。

昨日の川田さんの記念講演は、その意味でも実に興味深いものであったと、おそらく参加者の皆さん誰しもが思われたことでしょう。また、自由法曹団は、色んな時代を経験してきました。そして、それぞれ違うどの時代においても、こういうときにどの様にたたかうのか？どの様にたたかうのが時代の性格にふさわしいのか？たたかってさえいればよいわけではなく、複雑な現実の中で成果を獲得しつつ将来に向けての力を築き上げつつ基盤を広げていく、それぞれの時代にそこを考え工夫し追求し続けるという点で、かつて団は非常に秀でていたと思います。昨日からのみなさんの諸報告を聞きながらも、その生命力が若い世代の中に引き継がれ生きているのを感じとることができました。

学びたかう、たたかいつつ学ぶ、そういうスローガンが最も時代の性格とも重なり合っているこの時代を、有意義に共有していきたいと思います。宜しくお願いいたします。

■ 事務局次長就任の挨拶

東京合同法律事務所 上原 公太

この度、事務局次長に就任した上原公太です。修習期は58期です。

弁護士になって以来通常事件の処理に追われてきましたが、この機会に団の活動を通じて自分の視野や弁護士としての活動範囲を広げることができるのではないかと楽しみにしています。

運営や活動内容について分からないことがほとんどでありご迷惑をお掛けすることが多いと思いますが、一から勉強していければと考えていますので、宜しくお願いします。



団東京支部 第38回定期総会

■ 記念講演 「2010年平和の世界秩序を展望する」

講師 川田忠明（日本平和委員会常任理事）

今日は、川田忠明です。

私は平和委員会で外国の平和運動との交流などを担当しています。私の体験を踏まえ、世界の平和秩序と日米同盟についてお話したい。現在色々と講演をしながら再構築している最中ですのでご意見を参考にさせていただきたい。



世界的には軍事同盟がなくなり新しい平和の枠組みができている。ポイントとしては以下の3点だと思います。

『「力」の序列から対等平等の規範へ』

『諸国民の運動が変革の原動力』

『政府と市民社会の共同作業』

アフガン・イラン戦争で、軍事力・経済力の大きさは紛争解決につながらないことが明らかになっています。調和の力が求められている世界に移行してきています。

360年前のウエストファリア条約から、「国力」により宗教と隔絶した力関係が生まれました。その後、2度の世界大戦を経て、「力が平和をもたらさない」との認識が生まれ、現在「規範による平和」を求める方向が表れています。

西アジア、オーストラリア、ソ連、中南米でのそれぞれの動きから、世界の軍事同盟が解体してゆく流れが出来てきています。日本とアメリカの同盟は其中でなお継続している、特に「悪い」世界遺産であると思います。

非核の共同体も1967年ころから形成されてきています。政府と市民社会の共同が平和を生む構造が作られているのです。この点を理解いただくよう世界における平和運動の動きをご説明します。

①中南米

まず、「平和の共同体と非核地帯」となってきた中南米についてお話します。

ここには2010年に中南米カリブ海諸国共同体ができました。アメリカ、カナダ、ホンジュラスを除く南北アメリカ大陸の共同体です。国家の主権と平等、紛争の平和的解決、文化促進のための共同、貧困の打破が結節点となっています。

中南米はもともとは米州機構、リオ条約が2本柱であった「アメリカの裏庭」でした。しかし、08年5月にアメリカ抜きでの南米諸国連合ができ、09年首脳会議でオバマ発言を受けてアメリカとも対等化に至りました。

この中では貧困との闘いが一つの中核になったベネズエラ、ボリビア、エクアドルは、公平で民主的連帯を基礎にした国で、3人に一人が非正規労働者だった国です。しかし、08年新大統領になり派遣労働禁止へ動きました。中でもエクアドルは、国内の米軍基地であるマンタ基地について、延長契約をしないで粛々と撤退させる「米軍基地撤去の戦い」を勝ち取りました。これも貧困と結びついた闘争の一環でした。先住民団体、人権団体、教会(宗教団体)が中心となって戦いました。

反基地の戦いについては、「自治体ぐるみの戦い」は日本の闘い方の特徴となっています。自治体の代表が大統領とも面会しています。エクアドルの駐日大使との話では、本来は大統領が訪日する予定でしたが総選挙で中止となり、基地撤去闘争について平和大会で訴えるということです。

トラテラルコ条約：キューバ危機に由来、映画「アバター」(参加団員の一人も鑑賞していなかったが…)のキャメロン監督は平和に関心があり、被爆者とも面会したことがあり、インタビューではキューバ危機から核兵器に関心を持つようになったとのことでした。アバターにもそのような視点が含まれているので、一度鑑賞されてはいかがでしょうか。

日本の核廃絶運動は国際的には評価・理解されています。私がベネズエラで核廃絶署名集めた時、どこに行くか迷っていたら、一人の通りすがりの老人が我々を案内してくれました。街中のコンサートで訴えさせてもらうことができました。その結果多くの署名が集まりました。老人は、別れ際に、社会の教師だと告げ、「ヒロシマ・ナガサキについて教えてきた。一度は日本人と核廃絶運動をしたかった、それがかなった。」と言って喜んでくれました。これには反省させられました。世界に核廃絶運動は日本で思っている以上に受け入れられると感じました。

②アジア

次にアジアの動きを見てみます。東南アジア諸国連合「A.S.E.A.N.」は、もともとは地域安全の閉鎖的同盟でした。これが世界の平和の動きに貢献する機構に変化し、憲章選択へ至っており、共同体のいます。ベトナム戦争が転機になり、世界平和と安全の組織になったものです。これがTAC：東南アジア友好協力条約(内容的には拘束が難しいものもあるが)に進展しています。

③アフリカ

一方アフリカの動きです。アフリカ統一機構からアフリカ連合への動きが見られます。

スタートは「1960年：アフリカの年」からの移行です。1996年非核地帯条約で、核兵器を開発していた南アフリカが開発計画を公表し、核を廃棄し、反核を主導するに至り、21世紀にはいって大きな動きとなりました。「社会フォーラム：北が南を支える」という形で2007.1にアフリカで開催し6万から7万が集結するほどの運動の高まりです。

④ヨーロッパ

ヨーロッパでは、北大西洋条約機構：Natoとヨーロッパ連合：EUの共同構造で、「共同体」に軍事面が含まれていますが、アフガン戦争での対応からも、厳格な一体化とはなっていません。Nato再定義が09年から主張されています。アメリカの核兵器の撤去を求める動きが強まっています。もともとはアメリカのヨーロッパ核配備は、米欧の「政治的絆の証明」と考えられていました。兵器使用を委ねることで相互の信頼の証明となるということです。アメリカは核兵器撤去でNatoの瓦解を恐れています。

過去のNato解体に反対する共同行動としては、米ソ対立時はバランス論、ソ連崩壊後は民族浄化の危険（ナチと同質）とみて、維持を唱えられた（ハーグでの国際会議の際も、Nato空爆反対は一致点とならなかった。）。

基地闘争も雰囲気は変化しています。直接行動から市民団体、自治体ぐるみでの運動へ発展していると思います。

2 時代が求める日米関係

普天間基地については、平和的生存権の確立のため撤去は必要不可欠です。戦争を抑止する力は何かをここで考えるべきでしょう。グローバル化した世界では、もはや「軍事力」ではない、経済・外交などトータルな相互関係が抑止力となります。憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」との理念は重要です。

そもそも在沖海兵隊は「抑止力」か、という根本問題があります。「抑止力」の海兵隊がイラクになぜ派遣されているのでしょうか？

今回、日本でも政権交代が起きたわけですが、鳩山首相は米軍の抑止力を重視しているといいますが、過去も政権交代下での基地撤去は8割という実績があります。ケント・カルダーの「米軍再編の政治学」にも詳論されています。在日米軍基地は実は「砂上の楼閣」にあることが、明らかなのです。

この点を自覚しているアメリカ国防総省も心配しています。基本的には基地の存続は難しくなる。新政権で寛容性が減少するのは、受け入れ側の都合で基地が存続しているからです。「信頼関係」に拘泥するのは視野の狭い見方です。

チャルマーズ・ジョンソンによれば、アメリカには金銭的に既にこれまでと同規模の海外駐留軍を維持する力はないのです。海外駐留経費の高騰で、軍事費の4割、予算の1割を占めるに至った海外駐留経費を削減する必用に迫られています。

この機会に日本は「対等な日米関係の確立」、「東アジア共同体の実現」に踏み出すべきです。しかし、鳩山政権は米軍依存を前提としています。A. S. E. A. N. の憲法起草会議の元メンバーであったスジット・ブンボンカーン氏は、米軍依存を脱却しなければ、A. S. E. A. N. との協力は考えがたい、対米依存を続けるのでは日本と積極的に協力を強化することに躊躇を憶えると述べています。

南米でも、アルゼンチン・ブラジルは共に核兵器開発計画を持っていましたが、相互の国益を考え、軍事バランスを維持するより、平和共同体に参加する方がよいと選択し、開発計画を破棄しました。「安全を極度に脅かされることに対する抑止力」という発想自体を放棄するという賢明な選択を行ったのです。

アジアでは、北朝鮮問題がありますが、これは6カ国協議を土台に、東アジアの平和に北朝鮮を組み込む体制が必要だと思います。そのために日本が尽力すべきところは大きいでしょう。

3 核廃絶

核はなくせると聞くと、高校生からでも核廃絶は不可能という意見も出ます。

しかし、1986年7万発、現在24000発と核兵器は削減されています。技術的には廃絶は可能になっています。：アメリカに全部集めれば2年数か月で処理できる計算になります。しかし、核体制見直し報告が出る予定が遅れています。核が抑止力としてどの範囲で使えるのかでまとまらない（必要ならば使うというブッシュ時代とは違う）オバマも迷走したままです。モスクワ、東京でのコメントからもこれが伺えます。

「廃絶」という目標自体を提起できるかがポイントでしょう。過去、部分的核実験停止条約が出来ましたが、地下核実験増加へのルール化をなしたにとどまりました。「廃絶」条約の締結が必要なのです。

目標がないと現状からは前進しません。アメリカは民主党のみで条約締結は無理ですから、国を挙げての理解と運動が必要です。

国際政治面でも廃絶交渉を求める動きが活発化してきています。反核平和団体が核兵器廃絶交渉を掲げて統一しての行動を組み、日本原水協も中心に入っています。

国連においても条約までは時間がかかったが、大きな変化が生じています。マレーシア決議案に基づく「核兵器廃絶交渉を求める決議」に124国の賛成、米ロは反対、日本は棄権しました。日本は本来アメリカを説得すべき立場ではないでしょうか

このスタンスに立つことは、アメリカとの関係でも重大です。ドイツは、アメリカに対し4年以内に核兵器を撤去するよう求めました。これに対し2013年退役のトマホークについて重要だとして維持を求めています。

しかし、逆に日本の政府がオバマの足を引っ張る事態になっています。双方の政権内の混乱が生じておりますが、同盟国の安全保障があるとしても、これを理由にさせてはならない、道義的責任があると認めた以上、廃絶に協力すべき立場に日本はあると思います。

最後に、平和に対する暮らしと経済影響の面についてお話しします。：アメリカは世界からの借金で輸入と投機を行ってきました。現在の恐慌は「作りすぎ」で生じた過剰生産恐慌です。南米、中国などは内需型の経済構造で乗り切っています。一方日本は、回復が遅い。アメリカ中心の海外需要依存型で07年末250兆円4割がアメリカであるため、アメリカの影響を強く受けています。日本では内需が不調で解決が見通せない状態です。

日米構造協議（1989年）以降、日本経済政策は新自由主義化、構造改革路線に邁進しました。それは倒壊した自公政権下では明確に続いていたのです。

軍事問題でも対米従属が続き、日米安保条約2条にあるように、「日本がアメリカに合わせて食い違いを取り除く」ことで進められてきました。「日本の成長後も同じ体制」＝大

人と子供の関係といえは分かりやすいかと思います。

日米関係を対等化するにはアメリカに従属した体制からの脱却が必要です。そうすることで世界経済に寄生するアメリカ経済の健全化にもつながるのではないのでしょうか。

これからの安保破棄への道筋として、今年は日米関係を問い直し日米同盟の是非を問うチャンスです。普天間基地問題、新安保50周年の節目で、日米関係が国民的関心になります。国民の中に憲法9条と核兵器廃絶が多数の支持をもち指標になると思います。

広い視野で、ともに考える立場での戦いにとりくみましょう。沖縄の世論からもまだ「安保廃棄」に賛同する人は1割、平和友好条約・多国間条約化への見直しは多数の支持があります。一方これでいいのかと考えている人は多数が憲法9条、核兵器廃絶へのつながりを意識してきています。具体的な要求の戦いを大きく起こすことが大切ですが、その中で「日米同盟はどうあるべきか」を考えてゆけるような活動を行うべきでしょう。世界・日本の内実を踏まえて考える必要があります。

このような運動は、平和運動の専門家だけでは達成できません。労働・女性問題などの複合的・横断的な取り組みや、法的な見地からの法曹からの協力も必要です。平和委員会としても今年に取り組んでゆきたいと思います。

質疑

(神田)

①共同体構想について西と東で、幅広い共通点があるのではないかと。二つの共同体の闘争での役割はどのようなものか

②日米同盟と一般には言われているが、実態として具体的な「同盟」条約はない。安保条約も違うように思う。日米同盟論はどういういきさつでできたのか。

- ・ タックと中南米は質が違う。タックは「しなければならない」といものはなく、署名しやすい。しかし平和原則に基づくものを受け入れたという意味は軽くはない。共同体は共同体で、権利義務が伴う形になっています。関連して南米共同体の他との共通性は、市民社会との連帯があります。かなり運動体が政府に参画しています。A. S. E. A. N. ではこれが制度化されています。政府代表とA. S. E. A. N. 、指定されたNGO（それにはそれで問題もありますが）が入ります。
- ・ 日米同盟は、日米首脳会談で成立したもので、「軍事同盟でない同盟」というのは社会科学的にはあり得ない。マスコミもこれを無限定に話すので混乱するようです。安保条約は文理上は軍事同盟と言い難い面があります。そのものだけではおさまらない体制に現在なっている。これを総体的に日米軍事同盟と評価しています。

(今泉)

エクアドルなどの反貧困闘争と平和のつながり方・展開を詳しく伺いたい。

- ・ 南米それぞれで反貧困闘争が違いますが、エクアドルでは人権団体、キリスト教徒などが中心となりました。市民運動が発展していた国で、反基地闘争が市民運動として先行展開していて、先住民団体、人権団体、キリスト教団体が、米軍犯罪、基地に寄生する地元マフィアへの戦いとして展開されました。マンタの基地闘争では、地元マ

フィアが人権団体の事務所を襲撃したこともありました。基地周辺住民の被害から広がっていったというイメージがあります。特に「エクアドル平和運動団体」というものは存在していないのです。

■ 議事録

日 時 2月26日(金)～27日(土)

場 所 箱根湯本・ホテルおかだ

参加者 62名

(1日目)

第1 開会

司会 高石育子事務局次長

第2 開会挨拶

自由法曹団東京支部 支部長 島田 修一 団員
2009年、自公政権が倒壊しました。

小選挙区制導入から15年経過しましたが、昨年1年間、9条、雇用、生活を守れという声が高まり、初めて国民が国政での政権選択を行った、歴史的に大きな一歩だったことを確認しておきたい。都政の面では、7月の都議選で都議会与党であった自民・公明両党は大敗しました。女性蔑視、アジア蔑視を標榜する石原都政に対し、団支部はたたかいを挑み、特にオリンピックでは、佐藤幹事長はじめ6名が総会の行われたコペンハーゲンに臨み、2016オリンピック東京招致を粉碎したことは、団支部の歴史上も初で、輝かしい実績です。



2010年はどうでしょうか。原爆症問題の解決、母子手当加算復活の他、核密約の公開、名護市長選挙勝利など、国民の平和と民主化を求める動きは続いています。都政での石原のトップダウン政治も機能しなくなってきました。韓国併合100年、被爆65年、安保50年という大きな節目の年を迎え、植民地支配の清算、米軍基地・安保の廃絶などの前進を勝ち取る年であると考えます。また、参議院選挙が7月に控えています。国民が主人公の政治をさらに発展させるまたとない機会です。一方、5月の改憲手続法施行を機に予想される反動勢力の攻勢にも気をつけねばならないでしょう。憲法の平和原則が輝く社会の構築、そのための実効力を高めてゆくことが必要です。運動を強め、新しい情勢を根付かせるため、今日明日の議論を深めたいと思います。二日間よろしくお願いします。

第3 来賓あいさつ

革新都政をつくる会 事務局長

中山 伸 様

今日は、本日は極めて重要な日程の詰まった中での挨拶の時間をいただきありがとうございます。来年の今頃は、都知事選挙の直前になります。現在京都府知事選が戦われているが、来年の我々の姿と思っています。1月の都民集会でスタートの場として集会を行いました。高石次長のフレッシュなあいさつをいただきました。また反貧困ネットの宇都宮弁護士からもごあいさついただき、渡辺治先生からも初めて御講演いただきました。残念ながらあたらしい都政を目指してという点について、時間がなく言及いただけませんでした。石原3期目の施政方針は、自らの主張を述べるだけの空疎なものでしたが、都民の生活を無視してはいられませんでした。東京は人口が増加し、1300万人を超えるところまで来ています。構造改革の害悪も、最も浸透している状態です。財界の意向を体現した石原都政は、新自由主義的であり、日本国憲法を否定し、構造改革による勝者と敗者が2極化させています。しかしその「間」をつなぐ戦いが行われています。石原都知事から都政を奪回する戦いが展開されています。すべての都民が主人公として都政転換の戦いに取り組むべきです。すると「候補者はだれか」といわれる。吉田候補の時は早く決めて運動いたしました。定数1を決める大変な選挙です。候補者を支える支持基盤を強めることが大切です。また、7月の参院選の結果も重要です。終わり次第直ちに都知事選に移行する体制を整えます。新しい福祉の都市構築を目指して頑張りたい。ご協力ご支援をよろしくお願いします。



日本国民救援会東京都本部 会長 安井 純夫 様

団支部38回総会に当たり、国民救援会都本部を代表し連帯とお祝いのあいさつを申し上げます。いつも諸問題についてご協力ありがとうございます。情勢分析、平和と憲法、米軍問題、労働問題、冤罪問題など諸問題に団をあげて取り組んでおられ、視点と成果が救援会にも非常に参考になります。2016オリンピック招致反対の戦いは痛快でした。素晴らしい戦いを展開し成果をあげられました。貴重な税金を150億円もつぎ込んで、都知事の名誉、ゼネコンの利益のためのオリンピックに戦いを挑んだのです。都知事が金をかけたブレザーを着て、パレードをしているさなかに自費でコペンハーゲンまで行った、団結の崇高な理念に基づく行動だと思います。



戦前の治安維持法のもとで戦いを切り開いていった先輩組織である団に、感謝している。今後ともよろしくお願いしたいと思います。都本部は、救援運動を展開する中で、新たな任務を負っていると考えています。大きな弾圧は実は東京で起こっています。昨年11月30日には、最高裁が荒川さんの事件で東京高裁の不当判決を追認しました。荒川さんは、判決直後に「これからも国際的に訴えて戦う」と決意を述べられました。これをわれわれ自身の決意と受け止めるべきであります。この問題は、残念ながら既に都内各地で委縮効果が出ています。しかし、今こそビラ配布の権利を行使し、言論表現の自由を展開するよう、勉強会を行っているところです。弾圧を許さないということで、今年の民パトなども

しっかり取り組みたいと思います。ビラ配布についての心構えを身につけるよう、これも学習を開始しています。救援運動をめぐる状況は厳しいが、人権と正義のために団も力を尽くしてください。今後ともに戦いましょう。

東京地方労働組合評議会 議長 伊藤 潤一 様

第38回総会おめでとうございます。連帯のご挨拶をさせていただきます。春闘もスタートしており、消費不況が深刻で、傘下の組合にも倒産が影響している状態です。消費拡大が必要な状況で、貧困がどう作られているかを申し上げたい。現在労働者の3人に1人が非正規労働を余儀なくされています。年収200万以下の労働者が1800万人もいるのです。ここを解消し



ないと貧困は解消しない。最低賃金の引き上げ、少なくとも時給1000円を目指しています。東京では今約700円です。政府は労働者派遣法の抜本改正と言うが、全く不十分です。閣内の福嶋さんもこう言っています。民間に負けじとすさまじいのが官公庁労働者のいわゆる官製ワーキングプアです。既に非正規が50%になっている現場もあるほどです。自治体発注工事も安きに流れ、これが非正規労働を助長する悪循環です。契約制度の改正が必要です。公契約条例が千葉でできましたが、まだ不十分です。受注には正規労働を前提とした取引を条件とするなどの対応が必要です。東京地評では、労働相談弁護団ができて奮闘しています。ネットカフェ条例、国会改革法などは、労働組合が不得手とするところです。このような点については団の機関紙などを拝見して勉強させていただいて、参考にしています。街頭宣伝でのスポットづくりにも役立てています。安保関係の記事も、とても勉強になっています。今後とも、引き続きともに運動を作ってゆくことをお願いして、挨拶とさせていただきます。

憲法改悪阻止東京連絡会 事務局次長 安池 是布 様

団支部38回総会にご挨拶をさせていただきます。先日、本部総会での記録をみせていただいたところ、熊谷弁護士のあいさつを拝見しました。思い起こせば東京支部の最初の事務局長が熊谷さんで、懐かしく思いました。当時支部長は坂本修さんで、悪法反対闘争の先頭に立っておられました。団は、憲法はもとより、人権を守り発展させるためになくてはならない集団で



あります。その奮闘に敬意を表したいと思います。改憲過激派の安倍内閣が倒れ、福田、麻生と短命な内閣が続いたが、ついに自民党政権自体が倒壊しました。民主党政権ができて半年たちました。その間、憲法が生きる日本を目指していますが、今後の我々にとって現政権の対応は極めて問題です。民主党政権は、格差と貧困に国民が痛めつけられた面を見てはいるが、構造改革を推進し、日米安保を擁護し、金権まみれで、自民党政権を承継しているとしか思えない状態です。福祉も薄くなり先送りという状態です。労働者派遣法の抜本見直し、普天間基地返還も、はっきりしない。しかし、我々が国民運動を前進させ

れば、民主的課題の達成も可能かとみている。新政権の帰趨は、今回の7月参議院選挙にかかっていると思います。憲法会議は、3月の45回全国総会、45回東京支部総会を控えています。団の各事務所の皆さんの参加をお願いしたい。当面の運動の課題として、今後の政局に影響する参院選前に、憲法改悪反対を踏まえた国会法改悪反対、小選挙区選挙制度改悪反対について力を入れる。共同の集会を成功させて運動の前進を目指したいと思っています。今日の情勢下の使命として、憲法の価値を明らかにし、要求実現につなげてゆきます。そのために憲法学習が必要です。かつて憲法学校を33回開催し、のべ2500人が参加しました。その後の08年からの憲法セミナーにも取り組みました。500名を超える学習会を3年続けて成功させた実績もあります。こうした学習の取り組みを再開させたいと思います。団にもぜひ協力をお願いしてご挨拶いたします。

第4 記念講演（別途）

第5 議長選出

松本恵美子団員

第6 支部長・幹事選挙手続の説明

選挙管理委員長 今村幸次郎団員

選挙管理委員 枝川充志団員

第7 議案提案及び予算・決算の提案と報告

佐藤誠一幹事長

1 議案提案

情勢の最大の特徴は自公政権崩壊、民主党政権誕生。期待はどうか。諸課題をどう実現するか。たたかに創意工夫が必要。普天間問題の迷走、振り出しに戻る危険性。核密約の解明不十分に終わらせてはいけない。国会改革、比例削減、団が取り組むべき問題。学習会の講師の教訓を話してほしい。労働・貧困の発言多く出されるだろう、正規忘れられがちなので発言願いたい。労働審判が活用されているが解決水準はどうか。弾圧事件、葛飾事件の判決は表現の自由全く無視。板橋高校、堀越事件、世田谷事件、下級審判決ひどすぎる。表現の自由が軽々しく見られている半面、日の丸・君が代への忠誠が強制されている、内心の自由が侵されている。裁判所は何なのか。小さな冊子はマニフェストについてのまとめ。昨年総選挙でマニフェストが配布されたが、その配布は法律上許容されているか、警察からの干渉を受けたときにどうするか学習しておこう。警察の方も知識がなく現場対応で押し込んだ。参議院選挙では警察の干渉も予想される。各事務所で勉強して欲しい。選挙活動として許容されていること、禁止されていることが分かる。べからず選挙であることが分かる。分析に誤りがあるかもしれないので意見寄せて欲しい。足利、布川の感動と経験を共有したい。取調べ可視化を推進するであろう。裁判員制度発足した。本部ML低調だが、日弁連等で



は活発、経験報告して欲しい。独自の課題として都政問題、特筆すべきは2016オリンピック招致反対運動であった。安心・安全条例反対の取り組みもあり、議会での発言で相当の絞りをかけることができた。ネットカフェの本人確認の都議会条例案、反対する決議案もある。

支部の組織を見てほしい。団員数は459名、4分の1が東京に結集している。その2割が女性、若手団員の比率が高まる。総会も若手が多数参加、参加団員52名のうち、6割が50期以降、10名が女性。弁護士会の会務でも若手・女性の参加が求められるが、まだまだ。多摩地域に団員が多数いる。集団事務所で50名、個人事務所が30名、合計80名。残念ながらこの1年間多摩地域の団員から幹事会への参加がなかった。結集お願いしたい。発言をもって議案書を豊かにしてほしい。

2 予算・決算の提案と報告

支部費は例年どおり。特徴的なこととして09年に印刷費が増えているようであるが、08年は総会費用として印刷費が出された。活動費としては執行部に月1又は2万円。ホームページを立ち上げた。構築中であるが充実させていきたい。収入及び支出は例年どおり。

第8 09年度会計監査報告

滝沢香団員（藤本齊団員代読）

会計監査報告書記載のとおり。会計処理は適正に行われたものと認める。

第9 討論

<憲法・平和>

四位直毅団員「平和と反核の課題とたたかい方」

21世紀10年目、波乱と可能性に注目。波乱の焦点は普天間移設の問題、日米関係どうするか、可能性の焦点は主権者・国民の動き、特に夏の参議院選挙でどう審判を下すのか。

東京支部はどうたたかうか。当面する2つの課題。普天間に連帯して、基地再編問題を東京から全国のたたかいにする。横田基地はミサイルの共同司令部となっているが、ミサイル防衛は核兵器と車の両輪、膨大な予算が無駄に使われる。ミサイル防衛は日本を守るものではなく先制攻撃のため、再編を許してよいか、声をあげる。安保廃棄の声を大きくあげる。安保あってもいいの声もあるが、それは正面から議論されていないから。基地の問題を具体的に指摘しながら普天間と横田の現状は安保をこえていることを明らかにする。2条もあり、工夫は必要だが正面から安保廃棄の声をあげよう。

ではどうたたかうか、多様に共同をすすめること3つ。憲法問題を通じて9条と25条を結びつけること。名護市長選、基地いらないと街づくり。川田先生がラテンアメリカ流のたたかいを紹介した。ミサイル防衛を考えても9条と25条の結びつきはよく分かる。革新懇運動を広げよう。3つの共同目標をかかげている。反核の共同を広げよう。特に爆の国として抑止力論を批判する。



笹本潤団員「核廃絶・安保50年に向けて」

今年は平和の運動にとっていろいろな意味で、大きな節目、安保50年もあるしNPT再検討会議もある。5月のNPTに向けて法律家の代表団を組む。30人行くが募集中、多くで行きたい。日本全体で2000人弱が行く予定。なぜニューヨークに行つてまでするのか、現実問題としては甘くないから。3月1日に核戦略が発表になる。言葉として廃絶あるが、先制戦略をとるかいないか、抑止力が前提の議論。日本の政治でも核兵器廃絶は当然ではなく、核の傘に頼る。先制使用について鳩山でさえ相手が使わないと言わない限りという。以前に比べれば前進だが、その態度をとれるかが問題。

世界の平和運動の報告。ネパールに行ってきた。内戦状態だったが、新憲法策定中。内戦はこりごりだから、平和的生存権入れよう、非核地帯だから核持たないこと宣言しようとして中心は法律家、平和の動きを感じた。

安保50年について6月26日に集会、法律家4団体その他で共催。基地問題中心だが、安保そのものが妥当かどうか大きな視野で見る。国際分科会を担当しているが、韓国のパネリストに言わせると、軍事同盟がアメリカに操作されている、日米、日韓をトータルに見る、基地被害の実態を訴えることが功を奏したと。フィリピンでは米軍の被害も続いていて、基地撤去の話を聞く。

神田高団員「普天間問題と安保50年」

沖縄常幹の資料で紙芝居風に話します、基地の現状。普天間基地、でこぼこ、大変危険、まわりは民家。アメリカでは絶対ない、クリアゾーンがある。逆にアメリカでは作れない、学校・保育園がある。2004年8月に沖縄国際大学にへり落ちた際、妻と二人で沖縄にいた。日本の領土なのに非常線がひかれ閉鎖された。沖縄はアジア最後の植民地である。



基地をどこに持っていくか。宜野湾市長、毎日基地問題やっている。騒音が増えている。どこに移転するのか、グアムに持っていくことを公式文書で認めている。グアムへ移転するから普天間撤去して作る必要性がない。曝露の運動をしよう。普天間基地のたたかいが全国的になってきた。11月に沖縄県知事選がある。普天間基地のぐるぐるまき運動を本土から5000人で、沖縄から2万人でやろう、妻はもっと集めようと言っている。安保反対と賛成が拮抗したのは少女暴行のころだけ。

枝川充志団員「ソマリア沖派兵について」

海賊対処法、ソマリアに行っているがどこへでも行ける法律、これまでの限界を突破した法律、恐ろしい、なし崩し的。見えないところでやっている。マスコミが行きにくい、捕まったら大変だからというがBBCはきちんとインタビューしている、マスコミの役割重要。以前に海上警備行動が出され、今海と空から、第4次水上部隊、110回の活動、対処法では69回の活動。警備行動と海賊対処法の違いは、前者は日本だけ、射撃できない、



後者は範囲が広い、画期的法律。措置法の印象があるが、いつまでやるかも決まっていな
い。法律上はあらゆる船舶で、公務執行妨害罪の適用もあり、最終的には打ってしまっ
ていい、放置されているのはこわい。海賊はどうか。倍増しているというが、日本関係船舶
へは減っている、対処法の実績なのか不明。守るという名目であるが元々被害少なかった、
船舶協会はもっとやれと要求しているが。国連決議に端を発しているが、何でもやってい
いか、見直す必要がある。政権交代したが何もしていない、引き続きやるとやっている、
既成事実の積み重ね。今度はハイチに行っている。最終的に発砲した場合として実績が残
る。検証していくことが必要。

山本真一団員「東京での憲法9条闘争についての若干の報告とお願い」

東京段階での9条闘争、共同センターと9条の会があ
る。東京9条まつりが11月13日に予定されている。
運動の重点を下におろして、地域・事務所で旺盛に広げ
ていく。総括集会として11月のまつりという位置づけ
である。東京憲法会議の幹事長をやっているが、後任を
公募したい、後10年やってくれる人。11・13、5
・3集会も核にしなが、9条の会の連絡会が活発に動
いている部分と何をしたらいいのと悩んでいる部分もある。運動の積み重ね、協力を呼び
掛ける。



小林善亮団員「『国会改革』・衆議院比例定数削減阻止の取り組み」

『国会改革』・衆議院比例定数削減阻止は議案書で今
年の最重要の課題とある。国会改革は3月上旬に法案
提出という報道もあり、その次に80減、動き出すお
それがある。たった80と思われるかと思われるが、
護憲政党といわれる政党は4議席しかとれないという
データもある。危険性を広げて策動を阻止しようと集
会と議員要請を緊急に提起している。4月10日には
シンポ、現段階でこれ以上のメンバーはいないという充実したメンバー。4月21日も集
会。この問題で東久留米の学習会をしたが、分かりにくかったという感想が多かった。非
常に抽象的だが、弁護士である団員でこそ取り組める課題。国会を見ても3月に上旬に法
案提出してもそう簡単に通る情勢ではない。自民党も反対、民主勢力にも浸透中。意見交
換して地域で取り組みを広げる。東久留米の学習会で受けが良かったのは、要求を出して
もらってそれが実現するためには国会が大事という話。6月26日の安保50年シンポ、
暮らしと安保が切り結ぶ団らしいテーマ。



芝田佳宣団員「原爆症認定訴訟・支援実施事業法人」

1994年に被爆者援護法制定、認定されると手当と現物給付。しかし厚労省あまり認定しなかったのを、却下に対する取消を求める集団訴訟。2006年大阪地裁判決を皮切りに22連勝中。2007年に基準が変更されたが、不十分。2009年東京高裁判決後、8月6日、確認書が取り交わされた。一審敗訴についても控訴しないで争わないが基金で救済する。基金の補助に関する法律が成立し、基金の受け皿である一般社団法人が作られた。設立総会が2月27日、3億円を国が拠出。3月30日に東京地裁第二陣、5月ころまでには第一陣の地裁判決が出る。まだ原告になっていない人申請しているが、8,9000人が滞留している。基準変更されたがまだまだ不十分、究極的には核兵器廃絶を求める。



鷺見賢一郎団員「いすず・ホンダのたたかいと労働者派遣法抜本改正を求めるたたかい」

いすずに解雇効力停止仮処分申立をしたら解雇撤回してきて、残り3カ月、すぐ退職する人は85%、やめない人は60%の賃金支払うと言ってきたが、仮処分続けた。団交に弁護士が出てきて組合は負けると言ってきたが勝った。なぜ勝ったか。会社がいろいろ世界経済、裁判例の証拠を出してきたが、こちらは現場には仕事があると徹底して立証し、絶対勝つと思った。4月2日に提訴してたたかいが続いている。ホンダも4月に提訴。1人だが、11年、正社員と同じ仕事をやってきた。裁判は2つのたたかい、松下PDPと日立メディコをのりこえる。非正規は先に首切っていいという論理をひっくりかえす。今の非正規はかつての正規、だから同じ仕事をしている、その論点で勝っていききたい。裁判は派遣法抜本改正を求める運動と一体でたたかう。法案の4つの問題点、大きな抜け穴が2つ。8割が禁止されない、製造業派遣は6割禁止されない。自公案の規制緩和2点を引き継いだ。5,6人に話したら半分位の人は、このままの法案では賛成できないとのこと。勝負をかける時期、派遣拡大・固定化法案だ！3月中旬に法案が出る。3月15日新宿宣伝、3月26日院内集会に参加をお願いしたい。



上原公太団員「外環の2（道路都市計画）無効等裁判について」

東京都を被告として、昭和41年の道路都市計画の廃止無効を争うのが外環の2裁判。故上田誠吉団員が原告。高速道路の高架下の有効利用の計画があったが、住宅街を縦断しており、昭和45年に凍結宣言された。石原都知事に再燃したがそのままできないということで、大深度地下計画に変更決定となった。地上にならないと思っていたが、蓋を開けると高速道路は大深度地下だが高架下の計画は残っていたということになった。平成20年10月に提訴、7回の弁論。支援組織もできた。原告団・弁護団の拡充を図っている。

(2日目)

第1 討論

＜労働・貧困＞

今村幸次郎団員「労働者性をめぐるたたかい」

非典型の労働者について団交応諾の中労委命令取消の判決が続いている。新国立劇場事件，日本音楽家ユニオン，中労委が団交を命じたが，東京地裁が取消，東京高裁が是認。イナックスメンテナンスは東京高裁が取消，ビクターサービスエンジニアリングは東京地裁が取消。新国立劇場事件では，基本契約とは別に個別契約がある，基本契約を結んでいても個別契約を結ばない自由があるという。東京高裁ではオペラは労働ではない，何時から何時までは集团的という判断，最高裁で争っている。ビクター事件では，修理，委託契約が結ばれている，会社の指揮命令ではなく委託契約に基づいてやっているというのが屁理屈に過ぎない。独立自営業者と決めつけている。事実を曲げるのは何か，労組法骨抜き意図があるのではないか。非労働者化，業務委託とすれば社保・有給・残業代不要。最高裁はC B C管弦楽団事件がある。労働者の非正規化もあるが，非労働者化を裁判所が是認しており，中央委命令を安易に取り消せない立法が必要。やっと中労委で勝ったのに裁判所が会社の知らない詭弁で勝たせるのはおかしい。特段の事情がない場合取り消せないとすべき。



小部正治団員「公務における民営化，東京地評・労働相談弁護団」

公務員組合の顧問をしているが年収200万円以下がざらにいる。中野区保育士事件で雇い止めにつき1年分の慰謝料は認められたが，図書館の民営化が進んでいる。花畑図書館の解雇事件は館長の首切り事件である。文京区ではTRCが指定管理者を受け時給900円位で職員を集めて儲けようとしている。非常勤職員が職を失う，指定管理者の場合の雇用承継をどうするか，団交権を認めるか。承継はないし団交権も認めないのが会社の言い分。地域の文化，サービス低下が著しい。



東京地評・労働相談弁護団，年間4000件の相談が東京地評にある。100件位弁護士へ配転し，半分を実際に受任。地域割りして弁護士配置した。目的2つ。1つ，事務所をこえた共同をすすめる。2つ，一緒に研究する。労働審判員が来てくれる。若手弁護士の研修と交流の場。顧問料ないが入団して欲しい。

萩尾健太団員「国鉄闘争の現状と意義」

公務員ではない国鉄労働者は政治活動が自由で社会党・共産党の支援をしていた。中曽根は総評・社会党をつぶすと豪語して国鉄を解体した。雇用・年金・解決金を要求している。政府は230人の雇用をJR各社に要請すること、すぐに応じないと思っているが。解決金2000万円、年金資格回復分950万円をさらに上乗せしたい。民主党支持の組合、分割・民営化賛成の組合が支持母体としてあるが、新聞各紙では不当労働行為明白で政治解決が必要といい、ILOも指摘しているので、浸透させたい。鉄建公団訴訟について。2000年4党合意の際80万円解決金、数十人の雇用といわれていた、それをひっくり返して新たに訴訟をした。中心になったのは300人、国労本部の意向に反して訴訟を提起したが、一審勝訴して四者四団体で団結回復。歴史をたどると、組合が女性差別問題に取り組んでくれない、組合から見放されているときでも、限界を乗り越えてきたのが団の役割、若手は分かってほしい。



平井哲史団員「東京海上日動火災外勤社員のたたかい、派遣法改正」

保険業界に外資参入、規制緩和があって労働者がしわ寄せを受けた、その一つ。外勤は旧東京海上では非労働者、旧日動では正社員。合併で労働者にさせない、代理店になりなさいと打ちだした、NTTと同じ。社内に仕事はありません、保険募集には付けられない、どちらにするか選りなさい。転身するのか職種を変えるのか、05年の10月に迫られた。その前に全損保の旧日動支部の分裂を画策した上で、07年7月をもって実施をすると言ってきた。流れを止められないか、3人の弁護士からスタート、若手弁護士も入った。06年2月提訴、07年7月前に勝利判決欲しいということで審理をお願いした。08年団支部総会で勝利判決の報告したが、高裁ではずっと和解協議、成立した。4月に向けて報告集を作成中。当該以外の家族も500万枚のビラをまいた。仕事について徹底宣伝、旺盛に街宣し、株主総会にも出かけた。専門代理店出向で決着、解決金カンパは団にもする。



派遣法改正。答申にたしひきしないのはおかしいという火を付ける。民主党は国会要請では聞くだけ、対応しない。改正案が漫然とおかしいというだけではだめ、要求を絞って整理してぶつけていく。その点では登録、製造、実施の延期にとどまらず、自公案の規制緩和が残っている、直接雇用申込義務がなくなって専門についてはいつまでも使い続けられる、以上4点を大騒ぎしていく。どうするのか議案書は書いていないので不満。1点目、現実の問題は解決しないことを本部では黒書作って国会要請、世論喚起の街頭宣伝、集会をする。2点目、各事務所のホームページを活用して派遣法改正を訴えたらどうか。3点目、事務所のたよりにおいてどう変えたらよいのか訴えてほしい。4点目、大量阻止対策本部へ結集してほしい。

佐藤洋子事務局員「労働審判員を退任するにあたって」

労働審判員を4年やって26件担当した。昨年は9件。12月15、16日に研修があつて230人が参加した。事件の動向、一昨年は711件、昨年は1150件とどんどん増えている。地位確認が増えていて、平均72日で終了、2回で終わるのも増えている。解決水準はどうか、難しい。支払能力がないことがあつてのまざるをえないことあるが大体は水準は落ちていない。72%調停成立、異議申立なし含め84%の解決。要望を聴く機会があつたので、書証のこと、答弁書に乙号証付いてきたと聞いたら合意はない、書記官がやったとのこと。1回で成立すると成績あがるのかという質問も出た。件数が多く2回で終わりたいのが審判官の本音。ただ双方の意見を十分聞かないと不満が残る。3人の協議ではよく議論したが審判官はよくきいてくれた。書証が膨大だと見きれしていない。重要な書証は別紙でつけてほしい。答弁書ではいろいろ反論が書かれているが、争点整理のため、補充書面を書いて欲しい。双方代理人がつかないのが3件あつたがよく話をきいて解決できた。



吉田健一団員「雇用問題に対する取り組み～三多摩地域での活動」

雇用問題が急増、PTを作つて何をするか議論した。八王子、町田で110番、月2回電話相談を受けた。弁護士だけでなく取り組んでいこうと三多摩労連で対策会議を立ち上げた。相談員が少なく、どう対応すればよいか学ぶ相談員の入門講座をした。立川支部でも労働審判が始まるので3月5日に労働審判員から話をきく。



事件報告。派遣労働者の事件。26業種、期間の定めのない常用、しかし仕事がないということで待機から解雇、仮処分で解決。専門で4年位働いていたが業務偽装、是正指導が出たが次の3か月終わったら解雇。直接雇用の道がない、専門業種に問題あり。

自動車教習所、飛鳥、6名を解雇、仮払決定かちとって職場復帰した。土地ころがしをしていて、全体の企業を分割して新たな提案をしてきたので全体解決はまだ。破産で60名全員解雇の事件。青梅の事業所、事前協議の協定を無視して、破産開始決定が出たが即時抗告して争っている。企業全体を売却しようとしたが買い取り先がなかったので無理やり破産申し立て。私物化して悪用、取り消せと争っている、全面的解決要求もかかえて。

今泉義竜団員「街頭宣伝&労働・生活相談会について」

出発点、相談内容、今後について。

派遣切り、派遣村があつたが、もっと弁護士が主体的に、もっと街中で継続的に相談会ができないかと考えていたが、できるのは支部しかないだろうというのが出発点。秋葉原が第1回。若い世代が多く、悲惨な事件もあつた。若い世代が多いようなスポットを選び、余り宣伝がないような駅



頭での宣伝を重視した。ティッシュを配り、労働者の権利、解雇は自由にできないとか情報を提供してきた。占いがはやっていて、手相の相談に解雇されそうになっているときいたりするらしい。自己責任、運命論で解決しようというような発想で、たたかって勝ち取るという発想がない。たたかえば勝つことを知らせたい。地域事務所と共同で宣伝した。

相談内容。原宿では残業代が払えないという相談に組合を紹介した。蒲田では失業後マックを転々としていた方に生活保護申請をすすめ決定がされた。宣伝中声掛けてくれる人もいる。社会科の教師が派遣村マニュアルを10部くらい持って行った。民主党政権ってどうなの？という人もいる。

今後も各地でやっていきたい。派遣法改正も宣伝強化していきたいし、政治宣伝も大いにやっていきたい。

横山雅団員「キャノンの偽装請負事件」

宇都宮工場5人の原告が直接雇用を求める裁判をしている。前回の期日ではキャノンが偽装請負の事実は認める書面を出してきた。何か問題でもと言わんばかりの書面。松下PDP事件判決を変えるか、その枠組みでも勝って突破口を作りたい。



中川勝之団員「青年ユニオン顧問弁護団の活動、社保庁職員分限免職、築地市場」

2000年12月に首都圏青年ユニオン結成。小部団員及び笹山団員が顧問であったが、争議が増えてきたため2007年12月に首都圏青年ユニオン顧問弁護団を結成。個別労使紛争を集団的にたたかっている。NPTに三菱ふそう原告と日産自動車原告を含め6人参加するのでカンパをお願いしたい。

社保庁職員が昨年末に525人分限免職された。実際に失業状態になったのは100人程度。全厚生31人を含む40人以上が人事院に審査請求を行った。1日も早い雇用確保を求めている。



築地市場移転問題では移転先の豊洲の汚染問題が注目されているが、本質は大手スーパーに奉仕する市場作りと跡地再開発。3月13日に現地築地市場で学習会をするので参加して欲しい。

本田伊孝団員「年越し派遣村から公設派遣村へ」

年越し派遣村には修習生として参加したが、公設派遣村には弁護士登録して参加した。

公設派遣村では東京都の体制が不十分、ボランティアのワンストップの会と協力関係が築けなかった。バッシング報道もあった。

公設ゆえの問題。ワンストップの会からの相談申し出が無視された。オリンピックセンター内にバスをとめてそこで相談を受けようとしたが、警察がきて駐車切符を切るぞと言ってきたので、弁護士初めの相談がバスを走らせながらの相



談となった。センターには800人入所，20代から70代まで，若年化と高齢化が広がった。

1月4日後はなぎさ寮。バッシングの内容は，活動費2万円をもらったまま寮に戻らなかった，酒やたばこを買っていたというもの。200人の根拠は食事のときにいなかったに過ぎない。1000円のために1時間の行列ができていた。なぎさ寮は交通不便で就職活動のために必要であったのに東京都の支援体制が不十分だったことが報道されなかった。なぎさ寮は一人一畳，三度の食事も全て弁当。医療施設もなく，70歳の男性が心不全で死亡した。

年越し派遣村は私設のために多くのボランティアが来たが，公設のためにボランティアが少なく，こたつでバッシング報道を見ていたのではないか。2年続けて派遣村に入所した人もいた。

林治団員「住まいの貧困，追い出し屋問題」

追い出し屋問題が報道されるようになった。わずかな滞納で鍵の交換，違法な自力救済をする管理会社，サブリース会社。東京ではゼロゼロ物件と呼んでいた。

背景2点。もともと住宅政策が貧困，公営住宅の割合が少ない。アメリカもそうだが補助がある。日本で唯一あるのは生活保護，企業の住宅手当。公営住宅の割合7%といわれる。

フィンランドは22%，他の欧州でも15～20%，親子三代は普通。都営住宅では相続は配偶者に限る，一人親では子ども住めない，次々まわすため。国も同じ政策し始めた，国も追い出す方向。ワーキングプアなど生活できない方，リーマンショック以降，生活費すらない。労働問題とセットで考えるべき。首切りの後には追い出されるかもしれない。

1961年のILO勧告は，使用者が労働者の住居を提供すべきでないとしていた。49年前の勧告で。追い出し屋について2月23日に規制法案が出され，今国会提出される。弱点としてはデータベースを容認している。ブラックリスト，過去に滞納した人には貸さないというもの。必携2つの本，被害救済マニュアルと生活保護申請ガイドを1000円で販売中。東京弁護士会でも3月10日に追い出し屋のシンポを初めてやる。



和泉貴士団員「三多摩地域の労働・貧困問題の取り組み」

三多摩労働貧困PTを作り，若手で雇用と暮らし110番をやった。1回2時間で4件位，生活保護や労働の相談，夜やっている。八王子では追い出し屋被害の110番もやり，追い出し屋規制法のパブコメの意見書も書いた。町田で5月9日何でも相談会，青年大集会のプレ企画という位置づけでやる。大学非常勤講師の貧困，破産しようにも親が連帯保証人となっている。夜回りやろうと西東京や多摩パブ事務所とともにマックやネットカフェを訪問，記者会見と結びつけて。いきづまるたびに企画を立て，企画を振って成長を促している。



<警察・治安>

須藤正樹団員「堀越事件と世田谷事件のたたかい」

私は一番楽観論者、今後の展開について。

堀越事件は3月29日判決、世田谷事件は3月19日弁論。2つが対照的、堀越事件は10人調べた、世田谷事件は全く調べない。共通点もあり、双方とも忌避された。堀越事件では開示証拠の目的外使用について証拠調べしないことで忌避、裁判官が公安にびびった。どんな判決が出ようとも、いずれにせよ今年最高裁にかかる。立川、葛飾と同じビラ弾圧、2つの事件は最高裁敗訴だが一審無罪は出させた。集合ポスト。もう1つのポスティング事件、猿払事件があったが、この種は初めて。住居侵入よりも我が方は有利、弁護側が自信を持っている、裁判所が自信を持って裁判できていない。最高裁が動いていると思う、地方自治法の委任拡張許されない、国籍法、嫡出子、神社政教分離違反、痴漢無罪、といった判決が出ている。保守反動と単なる保守がある。保守でもまともな人を増やしていく、他の事件にも影響を与える。



田中隆団員「ネットカフェ規制条例をめぐる」

事務所変わったがやること変えていない。団支部に都政対策委員会というセクションがあり、2、3年忙しい。安全・安心条例は封じ込めた。警察庁主導の監視カメラの新展開がある。全国15の自治体、通学路にカメラを設置し民間ボランティアに運用させる。川崎駅をモデル地域として街頭カメラを直営。



ネットカフェ規制条例。警視庁に懇談会、座長が前田雅英、ネットカフェを警察の管理下に置く、問題点4点。届出義務・記録作成義務、踏み込みが大きい。本人確認義務、提示できない人は事実上使用できなくなるがネットカフェ難民を排除する目的ではないという。記録保存が義務、ネットカフェも大変、アクセス履歴に及ぶと通信の秘密に及ぶ。警察に立入調査権、資料提出要求権。

2月24日に提出されたが、採決されるだろう。限定はさせる必要がある。全国展開されるだろう。条例案を入手し検討するのも東京支部の仕事の一つ。

平松真二郎団員「豊島区生活産業プラザ会議室の監視カメラの問題」

東京新聞に報じられた。8階会議室にカメラが設置されている。2週間保存と言われている。報道されるまで設置を知らなかった、地域団体から抗議したいということで相談があった。撤去を求める活動を始めよう。会議室の中の監視カメラの問題。集会の自由、プライバシーの侵害だけでなく、公権力が把握する、保存することについてもなし崩し。豊島区だけでなく他の自治体でも出入口には監視カメラがあるらしい。



泉澤章団員「足利事件の教訓」

再審公判が終了，3月26日判決。無罪は確実。任意性・信用性がどうなるか注目だが，
いろんな教訓。影響がかなり大きい。裁判所に激震。再審開始直後，新聞が現役裁判官にアンケート。自白に対して慎重な印象が見受けられる，変わってきているかも。最高検も重く見て検証しているらしい。状況を変えていかなければならない，取調べの全面的可視化。民主党もいくつかは成果出してほしい，法案2回出しているのにあやしくなってきた。違法な取調べをなくす突破口，特に政権党に早く成立させてくれという要求，参議院前に団独自，団支部の課題として欲しい。地元議員に足利事件を教訓にして訴えてほしい。



<市民>

前川雄司団員「シンドラーエレベーター事件」

2006年6月3日に事故，3年半以上経ったが，事故原因不明。5名が起訴された。遺族はなぜ事故が起こったのか，死ななければならなかったのか，説明を求めた。しかし，国交省は警察が証拠持っていたからという理由で，警察は捜査の秘密，シンドラーは捜査に協力という理由で，だれからも説明を受けられず，遺族は大変な苦しみを受けた。信頼関係も壊れかけたが，転換することができた。保護者が署名活動に取り組んだ，半年で13万筆。国交省，警視庁，東京地検あて。提出当日に国交省がマニュアルの資料を提出してきた。担当検事に1時間以上要請し，シンドラー社の過失難しいと言っていたが数カ月して捜査の見直しをした。最終的な起訴は責任者2人，社長・専務・メンテ部長，現場従業員は起訴しなかった。団は大衆的裁判闘争とやってきたがたたかいを切り開いた。事故調査に時間がかかるのか，根本的に見直すべき。安全を考えるシンポをした。柳田邦男の基調講演，事故調査はどうあるべきか，本を消費者法ニュースの別冊としてまとめた。どんな思いで暮らしてきたか，事故調査の最先端の本。



瀬川宏貴団員「B型肝炎訴訟」

ウィルスを原因とする肝臓の病気，ウィルスを死滅させることはできない。Cは有名だが，Bのキャリアは130万人以上いるといわれている。Cに次ぐ患者数。戦前は少なかったが，注射の打ちまわしの予防接種で感染した。国の医療行政が原因，国賠のみ。9弁護士団10地裁でたたかっているが，最高裁で既に勝訴している。5人の原告は国に対して要請したが，何もしていない。2008年に集団提訴した。東京では弁護士結成が難しいとのことで団支部に要請があった。現在争点整理をしているが，全国の情勢では今がヤマ。昨年末に肝炎対策基本法が成立，恒久対策・医療対策の基本法。我々が求めているのは被害救済，それはまだ。全面解決の立法をさせた



い。裁判所から和解勧告のようなものが出る。それを力に、全国一斉要請行動，世論喚起，国会を囲い込んでいきたい。まさに主戦場は法廷の外にある。これから本番。

川合きり恵団員「COP15に参加して」

公害・地球環境問題懇談会の代表団の一員として，天狗裁判弁護団から和泉団員とともに参加した。地球温暖化は人為的なもの，2度以上の温暖化がするおそれ，悪循環が止まらない。このままでは21世紀半ばには生活基盤を壊す。協定は採択されなかった。先進国の中期目標に法的拘束力がない。

120カ国以上の首脳クラスが参加，排出量22%のアメリカ，19%の中国の両国が参加したことは成果。資金援助の合意もできた。4.7%の日本は25%削減を発表したが，化石賞を二度受賞している。日本は国内政策を進めなければならない。石炭火力発電所を削減して，無駄な生産を減らす，大口の排出源を減らす，排出権取引，炭素税などが必要。暗いものではなく技術開発を促進して人間らしい社会をもたらす取り組み。貧困の問題と無関係ではない，市民運動として大きくしていきたい。



高石育子団員「オリンピック招致反対活動～コペンハーゲンでの活動報告」

バンクーバー五輪見てよいと思うが，2016招致反対。詳細は報告集に譲る。石原のトップダウン，石原の見栄でやっていた。開発の下地作り，口実に使っている。最低の支持率。開催計画に問題，既存施設というが取り壊して新設。団支部のソフトボール大会会場もつぶしてホッケー場を作る予定であった。IOCも既存・新設のことは見破った。

コペンハーゲンに行く前は情報がなさすぎた。マスコミにチラシ配布。警察官が来てチラシ配布のために来たと言ったら一步でも入ったら逮捕すると言ってきた，何度もそういう場面があった。IOC本番でも反対が多いという質問がされた。その後に支持率上がったと言っていたが，一番弱いところをアピールできた。反対派が来ていたのは東京だけ。経費150億円，不足分は電通からの借り入れで補うというが，もともと電通との随意契約。検証なくして立候補は許されない。



<教育>

萩尾健太団員「教育問題」

元教員の再雇用拒否，損害賠償を求めたが最高裁で負けた。二次訴訟，校長を相手に名誉棄損，最高裁で負けた。校長が南京大虐殺の展示を区教委に連絡，教育の自由侵害。三次訴訟を準備中。95年は青島都政，校長が陳述書に調査をしていたことを記載していた。公務労災申請についても校長の印がなくても区教委が認めれば可だが，なかなか公務労災認定されない。地方に行くと都教委が教師をリクルートしている。

平松真二郎団員「日の丸・君が代訴訟」

1，2月に東京高裁で二連敗。教育の内容を都教委が決めるというが，卒業式のやり方

は学校ごとにやらせていた。懲戒処分取消訴訟をまた提訴する。

<その他>

平井哲史「支部の将来」

若手が楽しくやっている、外に出て行って頑張っている、これをどうつなげていくのか。事務所の将来問題を考えている。物理的な限界があつてあと3年位、積極的に採用していく。6年前から本部で将来問題委員会。物理的な限界がある以上、支部の中における事務所建設の議論をしよう。他の事務所と情報交換しながら新しい地域に事務所を建設したい。PTといえないまでも議論の場を設けて欲しい。

鷺見賢一郎団員「イギリス調査団」

2月20日の本部常幹でイギリス調査団が決定。日程は3月末から4月初め。京都支部中心に京都の学者に話をしている。東京支部の団員も来て欲しい。国会改革・比例削減は何か何でも阻止。神奈川支部からも行くと聞いている。

第2 団長挨拶

菊池紘団長

1月に沖縄で常幹、沖縄テレビの取材があつた。50名の弁護士が沖縄に調査に来て、東京や大阪に戻って何をしますかと。テント村でも戻ってどんなことするのでかと質問を受けた。5月集会は三沢の横の温泉で、新基地を作らせない取り組みを交流。神奈川支部では沖縄ツアーをやるとのこと。普天間・辺野古を見て、三沢で会いましょう。



第3 討論のまとめ

佐藤誠一幹事長

のべ33名の発言。若手の発言も多数。多摩からの積極的な情報発信も受けた。いくつか気になったところ。

今村団員から、裁判所が労働法の学者や弁護士の見解に耳をかたむけない、独善的との発言があつた。世田谷事件の原審の小池裁判長、学者証人の申請につき、私はプロだ、刑事の学者はきかないと協議の中で発言していた。高裁は証人申請全部却下。理由は普通述べないが、理由を言いますと言って事前に用意した文章を読み上げた。法律解釈については裁判所が必要なら聞けばよい、刑事でも顕著。反面、最高裁の情勢。二つの潮流というが、最高裁の方が期待できるということもないではないが、立川・葛飾の結果を見ると、最高裁への取り組みが重要だろう。

川田先生の話は大変良かった。中南米の情勢について、大きな変化があるときいた。サマーセミナーは昨年流れたが、参議院選挙は決まっているのでサマーセミナーでも検討したいテーマである。

第4 議案・予算・決算採択，決議の提案と採択

佐藤誠一幹事長

派遣法抜本的改正，ネットカフェ規制条例の決議につき一部訂正の上，一括採択

第5 選挙結果の報告

選挙管理委員長 今村幸次郎団員

支部長・幹事とも48票，満票で全員信任

第6 第1回拡大幹事会

幹事長として佐藤誠一団員，事務局長として横山聡団員，事務局次長として新村響子団員，平松真二郎団員及び中川勝之団員が留任。事務局次長として上原公太団員が新任。後2名事務局次長を要請中。

第7 退任役員挨拶

1 島田修一団員 2 高石育子団員 3 洪美絵団員

第8 新任役員挨拶 藤本齊支部長

第9 閉会 横山聡事務局次長



■東京支部総会議案書 正誤表

2010年第38回自由法曹団東京支部総会議案書を以下の通り訂正する。

頁	行	誤	正
5	最終行	二大政党制限りなく近づいて	二大政党制に限りなく近づいて(傍点部分を挿入)
7	32	集中していく <u>こと</u> が運動を	集中していく運動を (下線部分を削除)
9	7	「非核日本」を審に実現する	「非核日本」を <u>真</u> に実現する (太字部分を変更)
27	1	東京都は、これまで、 <u>東京都は</u> 毎年	東京都は毎年 (下線部分を削除)
	4	逐一リアルタイムでされ得ることにある。	逐一リアルタイムで <u>把握</u> され得ることにある。 (傍点部分を挿入)
28	8	被害 <u>者</u> を訴える女性の供述	被害を訴える女性の供述 (下線部分を削除)
31	20	<u>同時期に来日予定の IOC 評価委員会に対し、シンポ開催と招待の旨 FAX を IOC 本部に送付した。</u>	シンポ開催と <u>同時期に来日予定の IOC 評価委員会をシンポに招待する</u> 旨の FAX を IOC 本部に送付した。 (下線部分を削除、傍点部分を挿入、太字部分を変更)
39	4	入団 <u>と</u> しても	入団しても (下線部分を削除)

自由法曹団 東京支部事務局長 横山 聡

支部総会にはじめて参加しました

■ 支部総会in箱根

東京法律事務所 本田 伊孝

雨の雫に打たれながら露天風呂に浸かり…と温泉旅行の報告ではなく、箱根で行われた東京支部第38回定期総会に参加した感想をお伝えします。

多摩地域・新人を含め60名程の団員・事務局員が参加しました。私にとっては修習生時代に共に人権活動に取り組んだ同期の仲間との再会の場となりました。

記念講演では川田忠明氏による「軍事同盟からの脱却」をテーマにした話に聞き入りました。所属事務所の憲法活動で≪普天間基地移設問題を目の前にして、日米安保条約破棄

には賛成しないが、憲法9条改正には反対だという多数派の人達に今後どうやって訴えていくべきか?」という課題に取り組んでいるところだったので、興味深く聞き入ることができました。

各人報告では30人程の活動報告があり、初参加の私も「公設派遣村」を報告しました。各人報告をするためだけに二日目に合流した団員もあり、日々の活動で懸命に取り組む先輩団員の姿が伝わってきました。

懇親会では、多摩地域から憲法ミュージカルを例年開催し成功させているとの報告があり、郊外でも活発な活動が続いていることを知りました。

2次会では「日米安保をどう乗り越え、どう基地問題に取り組んでいくべきか」といった話で盛り上がり、「2次会でも憲法情勢討議かよ!」と突っこみを入れたくなるような団らしい2次会でした。

議案決議では、所属事務所の坂本修団員が私たち所員に早期に取り組まなければならないと訴えかけていた「国会改革」と衆議院比例定数削減反対(案)が決議されました。この決議をもって少数者の政治参加の機会を奪う法案制定反対に向けて、支部団員の皆で活動していくことが確認されました。

初めての支部総会への参加でしたが、活気ある団東京支部に交わっていくことができた実感しています。また、ゆっくりと温泉に浸かり旅行気分を満喫しました。

総会を準備してくださった団員の方々、ご苦労様でした。

以上

■ 第38回定期総会に出席して

三多摩法律事務所 大浦 郁子

平成22年2月26日と翌27日、私は、箱根で行われた自由法曹団東京支部の定期総会に出席しました。

定期総会は島田修一支部長のご挨拶から始まり、4名の来賓の方々のご挨拶、記念講演、諸活動の報告と討論と、2日間にわたり、非常に盛りだくさんの内容でした。

来賓の方々のご挨拶では、改めて、多くの団体が自由法曹団と同様、憲法問題や労働問題、都政問題などに取り組んでいらっしゃることを実感するとともに、今後も関係団体との連携を密にとっていくことが重要であるということを実感しました。

記念講演は「世界の平和秩序と日米同盟」というテーマで、日本平和委員会常任理事の川田忠明さんに講演をして頂きました。ラテン・アメリカや東南アジア、アフリカなどを例に、世界的に平和の共同体と非核地域が広がっていること、そのような時代の中で日米関係がどうあるべきかを問うという内容で非常に興味深いものでした。中でも、政権交代で外国軍が自主的もしくは強制によって8割が撤退しており、外国軍に撤退を迫る政治力は基地配置国ではなく受入国の国内政治に根ざしているという言葉が印象的でした。日本がアメリカに依存せず、日米同盟から脱却することこそが今後の最重要課題であると感じました。これまであまり考えてこなかった日米関係について考える良いきっかけになったと思います。

諸活動の報告と討論では、国会改革の問題、普天間基地問題、労働問題、貧困問題など多岐にわたる報告と討論がなされました。普段は多摩地域で活動していることもあって都心の先生方が取り組んでいらっしゃる事件の内容を知る機会は少なかったのですが、様々な問題があることを知ることができました。

今回の支部総会では団員の方々が意欲的に様々な問題に取り組んでいらっしゃることを実感し、自分の問題意識を高める良い機会になったと思います。今回の経験を踏まえて、今後も色々な問題に取り組んでいきたいと思っています。

以上

大森浩一弁護士之死を悼む

東京東部法律事務所 後藤 寛

事務所の大森浩一弁護士が 2009 年 12 月 23 日、突然亡くなりました。1987 年入所以来、石川島播磨重工業の差別事件を初め、多くの労働事件や弾圧事件で奮闘し、これからますますの活躍が期待されたいたなかでの突然の訃報にまだ信じられない思いです。事務所としての哀悼を気持ちを込めて、告別式での弔辞を掲載させていただきました。

弔辞

東京東部法律事務所を代表して大森浩一さんにお別れの挨拶をさせていただきます。

大森さん、私より若いあなたにこうして私が別れの言葉を述べることはになろうとは、考えてもいませんでした。あなたの悲報がいまだに信じられません。

大森さん、私が大森さんと出会ったのは、もう二〇年以上前、私が東部事務所に入所したときでした。そのとき、あなたは、入所二年にして事務所に欠かせない中核として活躍され、私にとってまばゆいばかりの先輩弁護士でした。私が大森さんと一緒に事件を担当した事件で思い出すのは、なんと言っても当時東部事務所をあげて取り組んでいた石川島播磨の労働事件でした。

日本を代表する大企業である石川島播磨重工業が、会社の意に沿わない労働者を不当に職場から葬り去ろうとしたこの労働事件で、会社は密かに閉鎖を決めていた部署に組合活動家たちを移動させ、あたかも、会社経営の必要からその労働者達を解雇したように見せかけると実に巧みなやり方で不当な首切りをしてきました。大森さんは、持ち前の集中力と綿密な調査の末、会社の不当な意図を労働委員会場で見事に立証してみせ、事件を勝利に導かれました。特に労働委員会の審査委員が交代したの更新弁論では、二〇〇頁を超える書面を短期間に一人で書き上げるという離れ業をやったのけられました。労働委員会での大森さんの更新弁論では、会社の不当なやり方をわかりやすく、かつ、論理的に語り、その見事なまで論証に、その場は水を打ったように静まり、会社側の弁護士も沈黙するしかありませんでした。

大森さんは、また、自由法曹団などの団体の仕事でも素晴らしい成果を残されました。私は、大森さんが自由法曹団の事務局次長を務められたあと、同じく事務局次長をやることになり、全国の多くの弁護士から大森さんの活躍ぶりを聞きました。あるとき、大森さ

んより六年先輩で大阪で自由法曹団の中核として活躍されている弁護士と話す機会がありましたが、その弁護士は私が東部事務所の弁護士であると知るや、「大森浩一さんのいる事務所か、大森さんは元気か、自分は大森さんが事務局にいるとき一緒に仕事をしたが、ほんとに優秀だね、自由法曹団にはあれだけの人材がいるんだね」とあなたの仕事ぶりを興奮した口調で絶賛されていました。

大森さんは、昼間は仕事一筋のきまじめさが印象に残っていますが、決して仕事だけではなく、趣味の読書や音楽ではジャンルを超えた幅広い分野に興味を持たれ、カラオケではアップテンポな曲を英語で歌いこなし私たちを驚かせてくれました。また、酒の席では事務所の弁護士の仕事の様子や自分で気がつかないようになくせ、そしてファッションセンスまでユーモアたっぷりに語ってくれ、私たちを笑わせてくれました。

大森さん、あなたの周りはずっと、悩みをかかえた人たちが集まり、あなたに信頼を寄せ、頼りにしていました。東部事務所は、地元に着し社会的弱者のために活動することを理念として掲げる法律事務所ですが、大森さんはまさにこの理念を忠実に実行されてきました。大森さんの事務所での仕事や成果はそのまま東部事務所の歴史となっています。その大森さんが、時代が大きな変革を迎えたこの時期に大森さんがおられないのは本当に残念でなりません。

ご遺族の皆様のご心痛は察するにあまりあり、おかけする言葉ありません。心よりお悔やみ申し上げます。

大森さん、あなたを失った悲しみと喪失感はあまりに大きく、私たちは大森さんとの別れを受け入れられません。いつまでも悲嘆にくれていることは大森さんの意に沿わないことでしょう。私たちは、この悲しみを乗り越え、大森さんが残された素晴らしい成果を引き継いで行きます。

大森さんほんとお疲れ様でした。そして、ありがとうございました。

いまはどうか、安心して安らかにお休み下さい。

二〇〇九年一二月二七日

支部幹事会日程

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 第1回 | 総会会場にて新執行部選出 |
| 第2回 | 3月25日(木) 午後2時～5時 |
| 第3回 | 4月28日(水) 午後2時～5時 (多摩地区にて開催予定) |
| 第4回 | 5月31日(月) 午後2時～5時 |
| | ※ 5月22～24日 団本部 5月研究討論集会 三沢 古牧温泉 |
| 第5回 | 6月23日(水) 午後2時～5時 |
| 第6回 | 7月23日(金) 午後2時～5時 |
| 第7回 | 8月27日～28日 サマーセミナーとして開催 |
| 第8回 | 9月30日(木) 午後2時～5時 |
| 第9回 | 10月28日(木) 午後2時～5時 |

- ※ 団本部総会 10月23日～25日 愛媛 松山
- 第10回 11月25日(木) 午後2時～5時
- 第11回 12月16日(木) 午後2時～5時 終了後 忘年会
- 第12回 2010年
- 1月27日 午後2時～5時
- 第13回 2月10日 午後2時～5時
- 第14回 2月25日・26日 支部総会

2月幹事会議事録

出席者 12名

1 2009年度会計監査報告

- ・滝沢団員から報告

2 2009年度決算・2010年度予算について

- ・積極的な事件カンパを求める。
- ・団支部のノートパソコンを購入する。
- ・支部長にも活動費を支給する。
- ・書籍の特別会計は一般会計に組み入れる。

3 総会準備

(1) 議案書確認

- ・誤字脱字等あれば集約。
- ・読みやすいと評判である。

(2) 特別報告集

- ・未到着分の提出を促す。

(3) 決議案討議

- ・比例定数削減は憲法改悪をにらむものである。
- ・築地市場移転問題は新自由主義＝構造改革路線の一政策であることを強調する。
- ・オリンピック招致の検証・総括ないまま再立候補はおかしいことを強調する。
- ・あるべき派遣法改正の内容についてまとめて示す。

(4) 総会次第確認

- ・川田先生の書籍は20冊預かる。

(5) 総会についての支部ニュース原稿

- ・総会議事録 中川
- ・記念講演概要 横山
- ・総会感想 新62期3人に依頼

以上

日誌 2月4－3月12日

- 2月 5日 支部事務局会議
9日 自由法曹団国会改革・比例定数削減反対対策本部
10日 自由法曹団事務局会議／改憲阻止本部会議
12日 支部幹事会／自由法曹団国会改革・比例定数削減反対対策本部
13日 自由法曹団治安対策会議
18日 自由法曹団拡大司法委員会／可視化問題委員会
20日 大量解雇阻止対策本部会議／自由法曹団常任幹事会
26－27日 支部総会
- 3月 1－2日 自由法曹団事務局会議
3日 支部事務局会議 新旧役員懇親会
4日 自由法曹団国会改革・比例定数削減反対対策本部／市民問題委員会
9日 大量解雇阻止対策本部会議
8日 支部総会特別決議の主旨を説明するため都議会各派を訪問
10日 自由法曹団将来問題委員会
11日 自由法曹団国際問題委員会
12日 自由法曹団司法問題委員会／事務局会議



先生と従業員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。

◎1年又は2年間まで安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。

◎保険期間中無事故のときは、払込保険料の20%が戻ります。

保険料表 (スタンダードプラン・A型・免責7日・保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

- ◎入院による就業不能免責0日タイプや、免責4日タイプもご用意しています。
- ◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることができます。
- ◎病気で保険金を受け取っても、継続することができます。(通算支払1,000日まで)
- ◎最高89歳まで継続が可能です。(新規のご加入は満69歳までとなります。)
- ◎半年払(1月・7月払込)は、月払よりさらに6%以上保険料が割安です。

てん補期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25～29才	790	4,440	960	5,410
30～34才	980	5,480	1,210	6,800
35～39才	1,220	6,840	1,570	8,810
40～44才	1,520	8,540	2,020	11,360
45～49才	1,820	10,200	2,470	13,870
50～54才	2,100	11,820	2,920	16,380
55～59才	2,250	12,630	3,140	17,610
60～63才	2,370	13,290	3,320	18,660

※上表は平成21年12月20日以降加入時(中途加入を含みます)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問合せ・資料請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03(3349)3240



<http://www.zenben.org>

SJ09-04479 (2009年10月26日)